

## 所得税の源泉徴収 (PAS)

### LE PRELEVEMENT A LA SOURCE (PAS) DE L'IMPOT SUR LES REVENUS

2016年12月29日付の2017年財政法案で、所得税の源泉徴収 (PAS) 制度の導入が決まり、2019年1月1日以降に受け取る所得から適用となりました。

源泉徴収制度の導入により所得税の徴収方法が変更となりますが、課税基準の決定方法やその計算方法には変更はないということにご留意ください。

この改革はフランスの一般社会保障制度に加入せず、フランスで社会保障費を支払っていない従業員（例えばフランスと社会保障協定を締結している日本やその他外国からの出向者）を含め、フランスで課税対象の給与を支払う全ての企業が対象です。

所得税の源泉徴収（以下 PAS）という税制改革の主な目的は、所得を受け取る年とそれに相応する所得税を納税する年とのタイムラグをなくすことです。この税制改革がなければ、2019年の所得に対する所得税は2020年に納税することになっていましたが、源泉徴収制度の導入により、2019年の所得に対する所得税は2019年1月より源泉徴収されています。

タイムラグをなくすことで、翌年を待たずに実際の所得額を反映した課税ベースが自動的にかつ即時に調整され、税率は納税者の現在の状況（婚姻、出産など）に即したものになります。

2019年に2年分が課税されるのを避けるため、税務当局は特別所得は対象外とし、従来であれば2019年に支払うべき2018年所得税を控除する制度（CIMR）を設けました。

海外からの出向者の給与明細書の処理や、SEPAタイプの銀行口座を保有していない雇用主（例：EU域外にある外国企業の従業員など）などのいくつかのケースでは、特別な手続きを行う必要があります。PAS制度は源泉徴収制度（Retenu à la source : RAS制度）とは異なるシステムで、フランスを課税居住地としない者が受け取るフランス源泉の所得についてはRAS制度が維持されています。

## I. 以前の所得税納税制度について

以前は、所得を受け取った年の翌年に納税を行っていました。2017 年の所得は 2018 年 5 月または 6 月に申告し、納税者が以下いずれかの方法を選択し 2018 年中に納税していました。

- 毎月の銀行振替（10 回の予定納税を行い、10 回目は残高を差引くか不足分を追加納税）
- 予定納税（2 月 15 日に 1 回目予定納税、5 月 15 日に 2 回目の予定納税、残額は税額通知書の発行日より 9 月 15 日以降に納税）

予定納税額は前年度の所得に対する所得税を基準に税務当局が算出していました（上記の例では、2016 年の税額を基準として算出）。

## II. 現行の源泉徴収制度 (PAS) について

PAS は給与、年金、手当（病欠、産休等）、失業手当に適用され、これらを支払う雇用主や機関が PAS の徴収を行います。

自営業や個人事業主（BNC に関する所得）、法人税課税対象でない商店（BIC に関する所得）、農業従事者（BA に関する所得）あるいは個人の家賃収入等その他のタイプの所得も PAS の対象となります。これらのケースでは、税務当局が納税者の銀行口座から直接徴収を行います。このタイプの源泉徴収については、ここでは詳細は述べません。

尚、金融資産に関する収入（利息、配当金など）については、PAS の対象ではありません。

1 つ目のカテゴリーの所得（給与、年金など）に関する PAS は、雇用主が個人社会保障費等の電子申告システム DSN を通じて社会保障関連機関や税務当局に申告します。DSN には、PAS に関する情報を入力する欄が新たに設けられています。

雇用主は従業員の給与明細書から天引きする形で PAS を徴収し、銀行振替で税務当局（本社住所の管轄税務署）に支払います。

銀行振替は、従業員が 50 名以上の場合翌月 8 日、それ以外の企業は翌月の 18 日に行われます。従業員が 11 名以下の場合、オプションとして四半期毎に納税することも可能です（該当四半期の翌月 18 日に振替）。

従来通り納税者は毎年、前年度の所得に関する確定申告書を翌年 5 月か 6 月に税務当局に提出する必要があります（つまり、2024 年の所得については 2025 年 5 月または 6 月に申告）。

税務当局は確定申告に基づき、実際の税額と雇用主が徴収した税額を比較した税務通知書を発行します。その結果納付すべき税額に対し PAS の額が多かった場合、差額が税務当局から還付されるか、少なかった場合は追加納税を行います。

### III. 源泉徴収の計算について

各従業員の給与明細書に記載された課税対象額に各々の源泉税率を適用し、PAS を計算します。

源泉徴収税率の決定は税務当局の専権事項であり、税務当局のみが PAS 率の変更を行うことができます。税務当局から通知される税率は、当局が該当年の 2 年前の所得をベースに世帯単位で算出した税率です。つまり、2024 年の PAS は税務当局が 2022 年の世帯所得に対して算出した税率が適用されます。

税率は前年度の所得に関する情報に基づき、原則として毎年 9 月 1 日に更新されますが、以下の場合には納税者の意思で年度内に変更することも可能です。

- 家族状況に変更（婚姻、離婚、出産、死亡など）があった場合、発生から 60 日以内に税務当局に届け出が可能
- 夫婦間での個別税率や一般税率の適用を希望する場合変更依頼が可能

税率には以下の選択肢があります。

- 世帯一律の税率：家族全員の（合計税額 / 世帯収入合計）平均税率で、税務当局から雇用主に通知される家族全員に有効な税率です。他のオプションを選択しない場合、この率が雇用主に通知されます。
- 個別税率：この場合、税務当局は家族それぞれの所得額に応じて各々の税率を計算します。このオプションを選択した場合、税務当局はそれぞれの雇用主に異なる税率を通知します。この方法は、家族間で所得に大きな差がある場合、特に所得の低い者の雇用主にそのことを知られたくない場合に有益です。
- 非個人税率（一般税率）：この場合、税務当局は雇用主に一切の税率を通知しないため、雇用主は納税者の所得に応じ、独身で子供がいない場合と同等の条件で税務当局が定める税額区分に基づき PAS 率を計算します。私共の見解では、新たにフランスの納税者となる場合を除き、既婚者でこのオプションを採用するケースは稀でしょう。

PAS 率の決定や変更は、納税者と管轄の税務署間のみで行われるものであり、いかなる場合も従業員と雇用主間で行われてはならないことに留意する必要があります。従って、従業員が自身の税率に納得できない場合は、雇用主ではなく税務署に相談します。

税務当局から従業員に関する PAS 率が通知されない場合、前述の非個人税率を適用しなければなりません、それは以下の状況で起こり得ます。

- 初めて就職する場合や、年度の途中で外国から赴任した場合（外国からフランスに出向する従業員の初年度の税率は、非個人税率が適用されます）
- 税務当局が個人を識別できなかった場合
- 納税者（従業員）が世帯一律税率や個人税率を雇用主に通知しない選択をした場合

企業の全従業員の PAS 率は DSN レポートを通じて雇用主に送付され、自動的に給与計算ソフトに取り込まれます。税率の間違いや操作を避けるため、給与計算担当者が手動で行う作業はありません。

#### IV. 特殊ケースの検証

##### 1) フランスで設立されていない外国企業のフランス人従業員の場合

フランスで課税対象の給与を支払う企業は、PAS を徴収し納税しなければなりません。しかし、PAS を納税（銀行振替による）するためには SEPA 型の銀行口座が必要です。

フランスに設立されておらず、EU 圏外（日本など）に所在する外国企業がフランスで従業員を雇用することがありますが、その場合フランスの従業員に関する PAS 納税義務を果たすため、ケースによってフランスで税務代理人または税務エージェント（例えば日本）を指名し、SEPA 型の銀行口座を開設するか、開設を希望しない場合は税務代理人または税務エージェントの銀行口座を使用して納税する必要があります。

この税務代理人または税務エージェントはフランスで設立された課税対象企業で、フランス税務当局の認定を受けなければなりません。当事者によって署名された委任状に基づき、税務代理人または税務エージェントは被代理人に代わって PAS を計算し、フランスの従業員の給与明細上で徴収、政府のサイト「Net Entreprise」上で自身の SEPA 型銀行口座を使用して PAS の申告と管理をするなど、特定の業務を行います。

できる限り税務代理人または税務エージェントは、フランス人従業員の給与計算や社会保障費を管理する事務所と同じ事務所と指名することをお勧めしますが、義務ではありません。私共でも、同サービスを行っております。

外国企業の税務代理人として任命された企業の管轄税務署は、ノワジー・ル・グランにある非居住者税務署です。

## **2) フランスで設立されていない企業に、フランスの社会保障費が発生しない従業員を出向させる場合**

このケースは上記 1) のケースに極めて近いですが、フランス現地で従業員を雇用せず、従業員がフランスの社会保障費が発生しない出向者のみである点が異なります（例えば、フランスではフランスと社会保障協定を結んでいる国の出向者のみを雇用し、本国での社会保障制度に継続して加入するため、フランスでの社会保障費が発生しないケース）。

これらの従業員がフランスでの所得税納税義務がある場合、外国雇用主は 2019 年以降 PAS を徴収し納税する必要があります。フランスで社会保障費を納めていない場合、DSN を使用することができないため、政府が運営するサイト「Net Entreprise」で登録し外国企業としてフランスの SIRET 番号を取得後、PASRAU システムを使用します。

SEPA 型銀行口座を保有していない場合、EU 加盟国、EEA 参加国、または EU 域外の国でフランスと脱税防止税務協定をフランスと締結している国（例えば日本）に設立された企業の場合は税務エージェント、その他の国は税務代理人に依頼する必要があります。

## **3) フランス出向者の PAS を含めた給与の扱いについて**

PAS の導入に伴い、フランス出向者の給与について 3 つの問題が発生しています。

第一に、通常出向者の給与はネット額が保証されている（つまり PAS 適用後の手取り給与額を保証）ため、PAS 差引き後グロスアップ計算をする必要があります。

第二に、多くの場合出向者は 100%フランスで勤務しているため、それにより発生する給与は支給地がフランスであれ外国（例えば日本）であれ、全額に PAS が適用されます。外国で支給された給与についても PAS を適用するため、フランスの給与明細書上でグロスアップ計算に含める必要があります。そのため、フランス子会社の人事担当者の技術的な問題や出向者の給与額の機密保持に関する問題が頻繁に発生します。

最後に、出向者は出向者の個人所得税に関する特別優遇税制の適用が可能なケースが多くあります。PAS 導入後は、当制度を毎月給与明細書上で適用させる必要があり、毎月適用しなければ毎月の課税対象額や予定納税額が高額になってしまいます。

これら 3 つの要素（外国で支払われた給与、グロスアップベースで計算された給与に特別優遇措置の適用）を組み入れるのは技術的に非常に複雑で、ソフトウェアやサービス業者によっては必ずしも容易に実現できるものではありません。

しかし、全てが適切に行われておらず、毎月の給与明細書上の PAS 計算根拠と税務申告の根拠との間に矛盾がある場合、税務当局が疑義を呈する可能性があります。また、PAS 対象となる月次の所得額が実際より下回る場合、ペナルティーを課せられる可能性もあります。

私共はこのようなケースに対応し、効率的にサポートができるツールを開発いたしました。

#### **4) フランスを課税居住地としない従業員の課税：フランス源泉の所得に関する源泉徴収 (La retenue à la source :RAS) について**

PAS 導入前から、フランスを課税居住地としない人に支払われるフランス源泉所得（フランス国内行われた労働の対価）に対する源泉徴収制度はありました。「Retenu à la source」(RAS) と呼ばれるこの制度では、フランスの雇用主が所得税を徴収し、非居住者の管轄税務署が計算した納税額から差引かれます。

同システムは PAS と類似していますが、その計算方法は PAS とは異なり、税率区分は 0%、12%、20% の 3 つで 10% の定額控除後の課税対象所得額に対し適用されます。

政府は PAS との調和を図るために RAS の計算方法を変更することを検討していましたが（2019 年財政法）、最終的に変更は断念され、RAS に関しては従来通りとなりました。

\* \* \* \* \*  
\* \* \*  
\*

PAS は 2019 年 1 月 1 日に導入されました。導入直後には多少の混乱もありましたが、現在は企業も正しい処理を行い、従業員も受け入れています。しかし、PAS は支払う給与の手取り額に直ちに影響を及ぼすため、個々のケースに対処する際は注意が必要です。また、PAS は企業の人事部の管轄外であったため、特に出向者の PAS についてはその影響を必ずしも十分に理解されておらず、税務上の課題でもあります。

従業員をある企業から別の企業に転勤させる際、また会社設立時に最初の従業員を雇用する際に、対象の従業員の PAS 率が即座に取り込めないケースが有り、その場合一般的には不利な「一般税率」が自動的に適用されてしまいます。そのような不都合を避けるため、給与計算の専門家に相談することを推奨します。「TOPAZE」というツールを利用することにより、パーソナライズされた個人税率を取り込むことができます。

VI 3 で前述した通り、PAS の導入によりフランスに出向する従業員の給与の処理に関する多数の問題が生じていますが、私共はこれらの全ての問題に効率的に対応し、お客様をサポートするツールを開発しました。

また、PAS は特に出向者の給与計算において、機密保持の問題が起こる可能性があります。そのため、弊社では出向者のみを対象とした給与計算サービスを提供しています（フランス法人の現地採用従業員の給与計算は引き続きフランス法人内で対応）。同サービスにより、給与明細書の作成に関する技術的な問題を解消し、給与明細書に含まれる情報（日本で支給される給与や税金の額など）の機密性を保持することが可能になります。

PAS 制度は他のヨーロッパ各国で既に導入されており、納税者（個人）からの税金徴収方法を見直すための重要な税制改革であると言えますが、所得税の計算方法が変更されるものではありません。また現在は、フランス現地採用従業員の PAS の取り扱いについてはよく理解されていますが、出向者などの特定のケースで今なお実施上の問題が多くあります。